

総務教育常任委員会資料

(令和5年2月14日)

陳情5年総務第2号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-2 (R5.2.7)	総 務	破壊活動防止法の運用に係る意見書の提出について	

▶陳情事項

破壊活動防止法の運用に関して、日本国憲法が国民に与えた各種人権に最大限配慮し、いやしくもこれらを不当に制限することのないように、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することを求める。

▶陳情理由

1 破壊活動防止法とは

破壊法（破壊活動防止法＝昭和27年法律第240号）は、その条文の目的を見ると、その団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もって、公共の安全の確保に寄与することを目的とするものとされている。

具体的には、内乱、内乱等幫助、外患誘致、外患援助やその予備・陰謀などについて暴力主義的破壊活動と定義し、これらを行う団体について、公安審査委員会が、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるとに足りる十分な理由があるときは、次の処分を行うことができるものとされている。

(1) 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、6月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。

(2) 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によって行われたものである場合においては、6月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

(3) 6月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

また、同法第27条では、「公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。」とされている。

もちろん、憲法上の人々の生存権の確保のため、内乱や外患誘致などがよくないことであるのは当然のことであるが、このように本法は、デモや集会など、人々の集会結社の自由を制限するものであることは、常に念頭におかななければならない。また、機関紙の頒布制限は、表現の自由や、思想良心の自由などにもかかわる問題である。

2 問題

ところで、以下のURLをみると、公安調査庁が、

<https://www.moj.go.jp/psia/habouhou-kenkai.html>

『共産党は、第5回全国協議会（昭和26年〈1951年〉）で採択した「51年綱領」と「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」とする「軍事方針」に基づいて武装闘争の戦術を採用し、各地で殺人事件や騒擾（騒乱）事件などを引き起こしました。

その後、共産党は、武装闘争を唯一とする戦術を自己批判しましたが、革命の形態が平和的になるか非平和的になるかは敵の出方によるとする「いわゆる敵の出方論」を採用し、暴力革命の可能性を否定することなく、現在に至っています。

こうしたことに鑑み、当庁は、共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています。』

として、日本共産党が、破防法に基づく調査対象であると名言している。

そして、こうした調査対象団体である旨は、たびたびインターネット上で、批判や攻撃の対象になっている。

しかし、考えてみてほしい。終戦から今日まで、とりわけ現代の議会制民主主義において、同党が、このように、暴力的な革命を行うことがあったらどうか。むしろ、議会での議会制民主主義のルールにしたがって、ほかの立憲政党と協同して建設的に議会での提言を行い、ある意味一番民主的に、民主主義に則っているようにすら思える。

公安調査庁という公的団体が、国民によって選ばれた議員が所属する公党を「破壊活動」を行う団体であるがごとく発表し、それを規制するのは、集会結社の自由、それによる表現の自由・思想良心の自由など、その所属団体の構成員に対して、きわめて抑制的な効果をもたらすものである。

なお、同党は、こういった暴力革命の方針を否定しているようである。

ある意味、公が、治安維持法のごとく、思想良心や政党活動を規制するのに悪用できてしまう、現代版治安維持法になりかねないものだと思うている。

ついでに、鳥取県議会から、

「破防法による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであって、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあってはならない。」

旨の意見書を提出いただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 （倉吉市）

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（総務課）

【現 状】

破壊活動防止法では、この法律による規制及び調査は、公共の安全の確保を達成するために必要最小限度においてのみ行うべきであり、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならないと定めている。

なお、同法では、公安審査委員会は、暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときに、集団示威運動や集団行進の禁止等を行うことになっており、さらに公安調査庁長官はこれらの処分を請求するにあたっては、あらかじめ、当該団体に対して弁明の機会を与えることになっている。